



国民年金保険料の育児免除制度が 10月から始まります！

☎ 国保年金課 ☎ (93) 4085

子を養育する国民年金第1号被保険者について、子が1歳になる前月までの期間、国民年金保険料の納付を免除される制度が、10月から新たに始まります。

子を育てている人は、申請することで、所得に関係なく国民年金保険料の納付が免除されます。

詳しくは、日本年金機構
ホームページをご覧ください。



国民年金の加入者の種別（国民年金は日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入者となります。）

- 第1号被保険者：自営業者・農業者・学生・無職の人など
- 第2号被保険者：会社員・公務員など厚生年金加入者
- 第3号被保険者：第2号被保険者に扶養されている配偶者

対象

10月1日以降、1歳になるまでの子を養育する国民年金第1号被保険者の実父母・養父母が対象です。

子を養育する要件として次のすべてを満たしている必要があります。所得要件はありません。

- (1) 子と親子関係が継続していること (2) 子と同一住所であること



第2号被保険者は、厚生年金保険料等の免除（産前産後休業・育児休業等期間）が対象となります。

第3号被保険者は、国民年金保険料の育児免除制度の対象ではありません。



◀ 厚生年金保険料
等の免除

メリット

- 納付が免除された期間は、保険料を納付したものととして老齢基礎年金額に反映されます。
- 夫婦ともに育児免除制度の対象です。
- すでに納付している期間や、国民年金保険料免除・納付猶予・学生納付特例が承認されている期間についても、届出をすることで育児免除期間として取り扱われます。すでに納付している期間の保険料は、充当または還付します。
- 育児免除期間中も付加保険料（月額400円）を納付することができます。

免除の期間

- 実母 産前産後免除期間に引き続く9カ月間（産前産後免除期間と合わせて最大13カ月間）
- 実父・養父母 子を養育することとなった日の属する月から、1歳になる誕生日の前月までの最大12カ月間

例) 出産(予定)日が5月の場合

	4月	5月 [出産日]	6月	7月	8月	9月	3月	4月	5月 [1歳になる月]
実母	産前産後免除期間（4ヵ月）				育児免除期間（9ヵ月）				
実父 (養父母)	育児免除期間（12ヵ月）								

申請方法

- 電子申請 マイナポータルから、スマホで365日24時間申請可能
- その他申請 国保年金課窓口または郵送で申込み
必要書類：「産前産後免除該当届／育児免除該当届・終了届」、マイナンバーカードの写し

産前産後免除期間とは

国民年金第1号被保険者は、産前産後期間の国民年金保険料が免除になります。

産前産後期間として認められた期間は、育児免除期間と同じく、保険料を納付したものととして老齢基礎年金額に反映されます。

- 免除期間 出産予定日または出産月の前月から4カ月間（多胎妊娠の場合は3カ月前から6カ月間）
- 対象 国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の人
- 申込み 電子申請（マイナポータル）または、母子健康手帳を持参の上、国保年金課窓口で申込み
※ 出産予定日の6カ月前から届出可

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

